

## 第 9 9 号議案

### ふじみ野市立図書館条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立図書館条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を第 1 7 条とし、第 8 条から第 1 0 条までを 6 条ずつ繰り下げる。

第 7 条第 2 項中「第 6 条第 1 項」の次に「、第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条第 1 号」を、「指定管理者」の次に「とし、第 1 0 条（見出しを含む。）、第 1 1 条（見出しを含む。）、第 1 2 条（見出しを含む。）及び別表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、第 1 1 条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」を加え、同条を第 1 3 条とし、第 6 条の次に次の 6 条を加える。

（集会室等の設置及び利用）

第 7 条 上福岡図書館に集会室 1、集会室 2、視聴覚ホール及び展示コーナーを、大井図書館に会議室及び研修室を置く。

（利用の許可）

第 8 条 集会室 1、集会室 2、視聴覚ホール、展示コーナー、会議室及び研修室（以下「集会室等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

（集会室等の利用の制限）

第 9 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、集会室等の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 専ら営利を目的とした催し等を行うとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

（使用料）

第 1 0 条 集会室等の利用者は、利用の許可を受けた際に別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の免除）

第 1 1 条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

（使用料の還付）

第 1 2 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 図書館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者が自己の責めに帰することができない理由により図書館の施設等を利用することができないとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

単位（円）

図書館名	施設名	単位	金額
ふじみ野市立上福岡図書館	集会室1	1時間	100
	集会室2	1時間	100
	視聴覚ホール	1時間	200
	展示コーナー	1日	500
ふじみ野市立大井図書館	会議室	1時間	100
	研修室	1時間	200

備考

- 1 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者（1人に限る。）又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後のふじみ野市立図書館条例（以下この項において「新条例」という。）第8条の規定による許可、新条例第9条の規定による利用の制限、新条例第10条の規定による使用料の納付、新条例第11条の規定による使用料の免除、新条例第12条の規定による使用料の還付及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第8条から第12条までの規定の例により行うことができる。

令和元年11月29日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

集会室等を市民の利用に供するため、ふじみ野市立図書館条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。